

事務連絡
令和5年11月27日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて

日頃より、精神保健福祉業務の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されるため、別添のとおり、「改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に伴うQ&A」をお知らせします。

別添のうち、【令和5年4月1日施行関係】については本日から適用し、【令和6年4月1日施行関係】については令和6年4月1日から適用しますので、ご利用いただくとともに、管下の市町村及び関係団体への周知をいただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、本事務連絡の発出に伴い、「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて」（令和5年3月31日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）は、本日付で廃止します。

【令和5年4月1日施行関係】 5

1 家族等からの除外に関して 5

問1－1 令和4年の精神保健福祉法の一部改正により、患者に虐待等を行った者は、医療保護入院の同意を求める「家族等」から除外されることとなつたが、患者が家族等に虐待等をしている場合、当該家族等は「家族等」から除外されないか。 5
問1－2 虐待の事実が入院後に判明した場合、このまま医療保護入院として入院させて差し支えないか。 5
問1－3 家族等の全員から同意をとる必要があるか。 6
問1－4 家族等と連絡がつかない場合には市町村長同意としてよろしいか。 6
問1－5 医療機関においては、家族等からの虐待がないかをどのように確認すべきか。 6
問1－6 家族等が認知症の場合、「その家族等の全員がその意思を表示することができない場合」に含むものとしてよいか。 6
問1－7 家族等が虐待等を行っていた場合、措置入院の費用負担を加害者から徴収することはできないのか。 7
問1－8 医療保護入院の手続における家族等の同意に際し、過去、虐待通報を原因に「家族等」から除外された家族を「家族等」から除外することとして差し支えないか。 7

2 入院理由の告知に関して 7

問2－1 「入院理由」について診察の結果が選択式となっているが、指定医2名の診察結果が異なる場合は、該当の診断名すべてを示すことでよろしいか。 7
問2－2 家族等にも入院理由等を書面で知らせることとなるが、本人に告知する「医療保護入院決定のお知らせ」を家族にも渡す運用でよいか。 7

【令和6年4月施行関係】 8

3 医療保護入院の入院期間の更新手続について 8

問3－1 3か月間医療保護入院している患者がいるが、当該患者は過去にも同一病院での入院歴があり、当該入院期間と通算すれば6か月を経過するこ

とになる。そのため、更新後の入院期間を6か月以内で設定してよいか。..8	
問3－2 市町村長同意による入院患者の入院期間の更新の同意については、 引き続き、市町村長に依頼すればよいか。8	
問3－3 令和6年4月1日から、医療保護入院や入院期間の更新の同意を市 町村長に依頼することができるようになる。家族等が、同意又は不同意の意 思表示を行わない場合とは、どのような場合か。8	
問3－4 法第33条第8項に基づく通知の前に、医療保護入院に同意した家族 等が離婚又は死亡等によりいないことや、当該患者の入院期間の更新につい て同意又は不同意の意思表示を行わない旨の意思表示をしていること等を病 院が把握している場合、それ以外の家族等に対し、更新の同意を求める通知 をしてもよいか。9	
問3－5 (問3－4の場合) それ以外の家族等が存在しない場合は、市町村長 同意をすることは可能か。9	
問3－6 令和6年4月1日の施行日時点で長期入院している患者について、 当該患者の医療保護入院について同意した家族等の記録が残されていない場 合は、いずれかの家族等に更新の同意を依頼してもよいか。9	
問3－7 医療保護入院に同意した家族等と連絡が取れなくなったため、それ 以外の家族等に更新の同意を求めててもよいか。9	
問3－8 日頃から、医療保護入院に同意した家族等以外の家族等と連絡を取 ることは差し支えないか。10	
問3－9 法第33条第8項の規定に基づく通知は、必ず書面で行わなければな らないのか。10	
問3－10 指定医による診察の結果、退院可能と判断された医療保護入院の患 者について、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合であって、入院期 間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、どうするのか。10	
問3－11 家族等に対し、入院期間の更新の同意を求める通知をし、期限までに 回答がなかった場合には、法第33条第8項の規定により同意を得たものとみ なすこととする場合の当該期限は、病院必着か、それとも家族等が回答を郵 送した消印日になるのか。11	
問3－12 入院期間の更新の同意を求める通知は、入院期間満了日の1か月前 から2週間前までに行うこととされているが、当該患者についての指定医の 診察や医療保護入院者退院支援委員会での審議は、入院期間満了日の1か月 以上前に行っても差し支えないか。11	
問3－13 「家族等との連絡が定期的に行われていない場合」の「定期的」とは 具体的にどの程度連絡を取る必要があるのか。また、家族等との連絡とは何 を指すのか。12	
問3－14 入院期間を更新した場合、法第33条の3の規定に基づき、医療保護 入院者と同意した家族等に対して、入院期間を更新する旨とその理由等を書 面で知らせなければならないが、家族等に知らせる際には郵送でもよいのか。	

.....	12
問3－15 施行日時点入院者については、令和6年4月から9月までの間に、当該施行日時点入院者の推定する入院期間が経過する場合であっても、法第33条による更新手続によらず引き続き入院させることとしてもよいのか。この場合、医療保護入院者退院支援委員会の開催はどうなるのか。	12
問3－16 施行日時点入院者について、指定医の診察時期は、令和6年10月以降であればいつでもよいか。	13
4 入院者訪問支援事業について	14
問4－1 対象範囲について、管内の市町村長同意による医療保護入院者が管外の精神科病院に入院した場合はどの自治体が訪問を行うのか。	14
問4－2 各自治体が行う「推進会議」、「実務者会議」、「研修の実施」について、それぞれ、都道府県と指定都市が合同で行うことも可能か。	14
問4－3 入院者訪問支援員に対して、報酬を支払うことは可能か。	14
問4－4 入院者訪問支援員として訪問予定の方が有資格者等の場合、事前の研修の受講を免除する特例ルールを自治体独自に設けることは可能か。 ...	14
問4－5 ひとりの入院者に対して複数回訪問してよいか。	14
問4－6 行政職員が入院者訪問支援員になることは可能か。	15
5 自治体の相談支援体制について	16
問5－1 令和4年の精神保健福祉法の一部改正により、精神保健に関する住民からの相談支援には都道府県（保健所や精神保健福祉センター）ではなく、市町村を中心に対応するという方向に、方針が変わらるのか。	16
問5－2 市町村における精神保健の相談支援体制については、新たな専用の相談窓口の設置が必須なのか。	16

【令和5年4月1日施行関係】

1 家族等からの除外について

問1－1 令和4年の精神保健福祉法の一部改正により、患者に虐待等を行った者は、医療保護入院の同意を求める「家族等」から除外されることとなったが、患者が家族等に虐待等をしている場合、当該家族等は「家族等」から除外されないか。

(答)

- ・ 今回の改正は、
 - ・ 虐待等の加害者の同意により本人の同意に基づかない入院をさせることは、患者の権利擁護等のための入院である医療保護入院の趣旨に合わないこと
 - ・ 各虐待防止法等の一時保護措置等を受けている方について、家族等同意の手続きにより現住所等が加害者に明らかになることは適切ではないこと等を背景とするものです。
- ・ そのため、患者が家族等を虐待等している場合、当該家族等は「家族等」から除外されません。当該家族等から医療保護入院の同意を求める際、入院者に対する医療やその後の社会復帰には、家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、入院者と家族等の関係が良好でない場合、当該家族等以外の意向も確認することが望まれます。

問1－2 虐待の事実が入院後に判明した場合、このまま医療保護入院として入院させて差し支えないか。

(答)

- ・ 虐待の事実が入院時に把握されず、入院後に判明した場合、入院時に必要な診療等が行われていれば、虐待を把握できなかったこと自体について医療機関が責めを負うものではありませんが、実情に応じて手続きの補正等の対応をしてください。
- ・ 具体的には、虐待を行っていたことが判明した家族からのみ同意を得ていた場合は、できるだけ速やかにそれ以外の家族等から同意を得るとともに入院届を再提出する等の対応が求められます（虐待を行った者以外に家族等がない場合は、市町村長による同意）。
- ・ また、令和6年施行以降は、医療保護入院の期間の上限が設けられますが、更新時点で家族等から除外されている場合には更新の同意を求めるることはできません。
- ・ なお、入院時から手続きの補正等が行われるまでの入院期間については、法第33条の規定に準ずる入院措置があったものとして、精神保健福祉法の規定に準じて対応するようにしてください。

問1－3 家族等の全員から同意をとる必要があるか。

(答)

- ・ 「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（令和5年11月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において、

「精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。」としており、同意に反対している家族等がいる場合には、その意見を十分に配慮するよう求めていました。

問1－4 家族等と連絡がつかない場合には市町村長同意としてよろしいか。

(答)

- ・ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う Q&A」（平成26年3月20日付事務連絡）問3－4でお示ししているとおり、「行方の知れない者」は家族等から除くこととされており、家族等がない又は家族等の全員がその意思表示をすることができない場合には、市町村長同意を行うことができます。
- ・ ただし、旅行等により一時的に連絡を取ることができない場合はこれに該当しないため、この場合は、応急入院指定病院において応急入院を行い、その間に家族等と連絡をとって医療保護入院の同意を得ることが必要です。

問1－5 医療機関においては、家族等からの虐待がないかをどのように確認すべきか。

(答)

- ・ 医療機関は、平素から診察等により、虐待の早期発見に努める必要があります。（児童虐待防止法第5条等）
- ・ 令和4年の精神保健福祉法の一部改正に伴って、虐待がないかどうかの確認のために医療機関に、新たな手続きを求めるものではありません。
- ・ 医療機関においては、引き続き虐待を受けたと思われる事案の把握に努め、把握した場合には通報・通告等の適切な対応をいただく必要があります。その上で、令和4年の精神保健福祉法の一部改正に伴い、他の家族等（他の家族等がない場合は市町村長）に医療保護入院の同意を求めていただくことになります。

問1－6 家族等が認知症の場合、「その家族等の全員がその意思を表示することができない場合」に含むものとしてよいか。

(答)

- ・ 事実上、同意・不同意やそのいずれも行わない意思を表示できない場合については「その家族等の全員がその意思を表示することができない場合」に含まれますが、単に認知症であることを理由にこれに含むことはできません。

問1－7 家族等が虐待等を行っていた場合、措置入院の費用負担を加害者から徴収することはできないのか。

(答)

- ・ 措置入院費は、障害者本人のために必要な医療保護であることから、本人または親族が負担し得る範囲内で医療費を負担すべきという衡平の観点から、「精神障害者又はその扶養義務者」から、その所得に応じて徴収することができる事となっています。
- ・ 今回の改正による扶養義務者の範囲の変更はありません。このため、措置入院の費用負担の対象となる場合には、負担を求めることについては、引き続き差し支えありません。ただし、当該虐待を行っている扶養義務者との接触等により入院者の安全が脅かされる場合等は、当該扶養義務者に費用徴収を求めるることは適切ではありません。

問1－8 医療保護入院の手続における家族等の同意に際し、過去、虐待通報を原因に「家族等」から除外された家族を「家族等」から除外することとして差し支えないか。

(答)

- ・ 現在、当該家族等から虐待が行われていないと認めるに足りる相当の事情がある場合を除き、「家族等」から除外することが適当です。

2 入院理由の告知について

問2－1 「入院理由」について診察の結果が選択式となっているが、指定医2名の診察結果が異なる場合は、該当の診断名すべてを示すことでよろしいか。

(答)

- ・ 個々の症例によりケースバイケースでの判断となると思われますので、画一的な対応とせず、診察した2名の指定医とよく相談のうえ、もっとも適当な記載にしてください。

なお、告知様式において複数の病態を選択することは可能です。

問2－2 家族等にも入院理由等を書面で知らせこととなるが、本人に告知する「医療保護入院決定のお知らせ」を家族にも渡す運用でよいか。

(答)

- ・ 家族に対しても、基本的に、本人と同じ様式を使用することとなります。

【令和6年4月施行関係】

3 医療保護入院の入院期間の更新手続について

問3－1 3か月間医療保護入院している患者がいるが、当該患者は過去にも同一病院での入院歴があり、当該入院期間と通算すれば6か月を経過することになる。そのため、更新後の入院期間を6か月以内で設定してよいか。

(答)

- ・ 入院期間の設定は、当該医療保護入院の期間により判断するものであり、過去の医療保護入院の期間を通算することはできません。この場合、更新後の入院期間は3か月以内の期間を定める必要があります。
- ・ なお、医療保護入院の入院期間の設定例は、以下のとおりです。

例) 入院日：令和6年4月7日

→入院期間の上限（3か月以内）：令和6年7月7日まで

→入院期間を更新した場合の入院期間の上限（3か月以内）：令和6年10月7日まで

→更に入院期間を更新した場合の入院期間の上限（6か月以内）：令和7年4月7日まで

問3－2 市町村長同意による入院患者の入院期間の更新の同意については、引き続き、市町村長に依頼すればよいか。

(答)

- ・ 当該患者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合に該当すれば、市町村長に同意を依頼することが可能です。
- ・ 市町村同意による入院以後、当該患者に後見人等が選任された場合等新たに家族等ができた場合は、当該家族等に更新の同意を求める必要があります。

問3－3 令和6年4月1日から、医療保護入院や入院期間の更新の同意を市町村長に依頼することができるようになる。家族等が、同意又は不同意の意思表示を行わない場合とは、どのような場合か。

(答)

- ・ 家族等が、同意又は不同意の意思表示を行わないとの意思を明確に表示している場合のほか、家族等が当該患者との関わりを拒否する意思を明確に示している場合も含まれます。「同意しない」との意思表示がある場合は、市町村長同意の対象にはなりません。
- ・ そのため、医療保護入院の手続の際、家族等が患者との関わりを拒否しており、それ以外の家族等がない場合について、医療保護入院の同意を市町村長に依頼することができます。
- ・ ただし、入院期間の更新をする場合、あらためて、入院期間を更新することについて当該家族等の意向を確認する必要があります。

問3－4 法第33条第8項に基づく通知の前に、医療保護入院に同意した家族等が離婚又は死亡等によりいないことや、当該患者の入院期間の更新について同意又は不同意の意思表示を行わない旨の意思表示をしていること等を病院が把握している場合、それ以外の家族等に対し、更新の同意を求める通知をしてもよいか。

(答)

- ・ 医療保護入院に同意した家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求める通知をすることは可能です。
- ・ この場合、法第33条第8項の規定によるみなし同意の対象とはならないことに留意してください。

問3－5 (問3－4の場合) それ以外の家族等が存在しない場合は、市町村長同意をすることは可能か。

(答)

- ・ 病院から市町村長に対し、同意の依頼をすることは可能です。なお、市町村長に関しては、法第33条第8項の規定に基づくみなし同意の規定は適用されませんので、必ず市町村長から同意又は不同意を得る必要があります。
- ・ 同意後、市町村の担当者においては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」(昭和63年6月22日厚生省保健医療局長通知)の「五 同意後の事務」のとおり、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝える必要があります。

問3－6 令和6年4月1日の施行日時点で長期入院している患者について、当該患者の医療保護入院について同意した家族等の記録が残されていない場合は、いずれかの家族等に更新の同意を依頼してもよいか。

(答)

- ・ 令和6年3月31日までに入院している患者(施行日時点入院者)については、当該患者のいずれかの家族等に同意を求めることが可能です。

問3－7 医療保護入院に同意した家族等と連絡が取れなくなったため、それ以外の家族等に更新の同意を求めてよいか。

(答)

- ・ 連絡をとる手段がない等によりその同意を得ることができない場合は、当該家族等は「行方の知れない者」として扱い、それ以外の家族等に更新の同意を

求めることとして差し支えありません。その場合、法第33条第8項の規定によるみなし同意の対象にはならないことに留意してください。

問3－8 日頃から、医療保護入院に同意した家族等以外の家族等と連絡を取ることは差し支えないか。

(答)

- ・ 医療保護入院者に対する医療やその後の社会復帰には、家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院に同意した家族等以外の多くの家族等に対しても十分な説明やその合意の確保をすることは望ましく、こうした連絡を妨げる趣旨はありません。

問3－9 法第33条第8項の規定に基づく通知は、必ず書面で行わなければならないのか。

(答)

- ・ 法第33条第8項の規定に基づく通知は、入院期間の更新の同意を求めるべき家族等に対し、通知すべき事項（以下「通知事項」という。）を含む書面で行うことが望ましいですが、電話や電子メール等により入院期間の更新の同意についての意向を確認する等の対応は差し支えありません。
- ・ ただし、電話や電子メール等で意向確認を行った場合であっても、速やかに、通知事項を含む書面を家族等に郵送することが適当と考えられます。
- ・ また、入院期間を更新することについて、家族等が対面で説明を希望する場合等は、通知事項を含む書面を対面で交付することとして差し支えありません。その際に、家族等から更新の同意を得た場合は、法第33条の3に定める入院期間の更新をする旨及びその理由について、医療保護入院者本人及びその家族等に対して書面で知らせる必要がありますが、これらの手続を同日に行うことも差し支えありません。

問3－10 指定医による診察の結果、退院可能と判断された医療保護入院の患者について、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合であって、入院期間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、どうするのか。

(答)

- ・ 医療機関においては、十分な期間をもって手続していただけるよう入院期間満了日の1か月前から、入院期間の更新手続を行うことができるよう省令に定めています。
- ・ そのため、入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び退院支援委員会による審議が可能であり、
- ・ 診察の結果、本人の同意に基づく入院が可能な場合は、任意入院に切り替え、
- ・ 任意入院が行われる状態になく、引き続き、医療保護入院が必要と判断され

た場合は、家族等の同意（又は市町村長の同意）を得て、入院期間を更新し、

- ・退院可能と判断された場合は、速やかに退院手続を進めていただくのいずれかの対応をしていただくことになります。
- ・退院可能と判断された後、退院先の受入準備等の事情により、引き続き医療保護入院している患者が、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合等であっても、入院期間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、退院させる必要があります。
- ・なお、指定医による診察の結果、入院期間満了日以後、医療保護入院が必要と判断される場合は、法第33条の規定に基づく入院手続が必要です。

問3-11 家族等に対し、入院期間の更新の同意を求める通知をし、期限までに回答がなかった場合には、法第33条第8項の規定により同意を得たものとみなすこととする場合の当該期限は、病院必着か、それとも家族等が回答を郵送した消印日になるのか。

(答)

- ・期限は、病院必着として差し支えありません。当該期限までに書面が届かない場合は、同意があったものとみなすことになります。ただし、当該期限までに家族等からの電話や電子メール等により更新の不同意の意思表示を受けたときは、みなし同意は適用されません。
- ・入院期間の更新の同意について、家族等の意向を書面で確認する場合、当該期限は、通知を発した日から2週間を経過した日を記載することになります。そのため、当該期限を記載する際は、実際の通知の発出日（消印日）を考慮することなど、運用に留意してください。

例) 通知の発出日：令和6年6月10日

期限：令和6年6月24日

- ・また、家族等に対し、電話や電子メール等により入院期間の更新の同意についての意向を確認した場合における当該期限は、当該電話や電子メール等をした日から2週間を経過した日を書面に記載し、その他通知事項を含む書面を郵送することとして差し支えありません。
- ・なお、みなし同意を行う場合については、家族等からの同意書は不要であり、更新届にその旨を記載していただくことになります。

問3-12 入院期間の更新の同意を求める通知は、入院期間満了日の1か月前から2週間前までに行うこととされているが、当該患者についての指定医の診察や医療保護入院者退院支援委員会での審議は、入院期間満了日の1か月以上前にあっても差し支えないか。

(答)

- ・入院期間の更新に当たっての指定医による診察及び医療保護入院者退院支援

委員会での審議について、出来る限り、入院期間満了日に近い日の病状を踏まえて行うことが望ましいことから、入院期間満了日の1か月以内に行なうようにしてください。

問3-13 「家族等との連絡が定期的に行なわれていない場合」の「定期的」とは具体的にどの程度連絡を取る必要があるのか。また、家族等との連絡とは何を指すのか。

(答)

- ・ 「定期的」とは、具体的には、法第33条第1項の規定により定める入院期間中（入院期間が更新された場合は、更新後の入院期間中。施行日時点入院者については、令和6年4月1日以降から継続入院するまでの期間中）に2回以上、病院が家族等と対面や電話等で連絡を取れている状態を指します。
- ・ このほか、入院手続の付き添い、患者と家族等との面会等、患者の家族等が来院している場合は、基本的に、病院側が家族等に対し必要な情報提供を行うことができる機会が確保されていること等から、家族等との連絡が行われている場合に含むことができます。

問3-14 入院期間を更新した場合、法第33条の3の規定に基づき、医療保護入院者と同意した家族等に対して、入院期間を更新する旨とその理由等を書面で知らせなければならないが、家族等に知らせる際には郵送でもよいのか。

(答)

- ・ 家族等に書面を交付する方法については、郵送により交付することが可能な場合は、対面に限らず郵送でも差し支えありません。

問3-15 施行日時点入院者については、令和6年4月から9月までの間に、当該施行日時点入院者の推定する入院期間が経過する場合であっても、法第33条による更新手続によらず引き続き入院させることとしてもよいのか。この場合、医療保護入院者退院支援委員会の開催はどうなるのか。

(答)

- ・ 施行日時点入院者については、施行日から6か月は精神科病院の準備期間としており、この間については、法第33条による更新手続によらず、従前の手続により、引き続き入院させることとして差し支えありません。
- ・ そのため、現行の精神保健福祉法施行規則第15条の6の規定に基づき、推定される入院期間等が経過するごとに、入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会を開催していただく必要があります。
- ・ なお、施行日時点入院者については、定期病状報告を行う必要はありません。ただし、令和6年10月以降、法第33条の規定の例により引き続き入院させる

こととした場合は、同条第9項の規定の例により、10日以内に、更新届（入院継続届）を都道府県知事等に提出する必要があります。

問3-16 施行日時点入院者について、指定医の診察時期は、令和6年10月以降であればいつでもよいか。

(答)

- 施行日時点入院者について、下表の左欄に示す当該患者の入院日が属する月に応じ、それぞれ右欄の期限までに必要な手続を実施するための十分な時間を確保して、指定医による診察を実施してください。

患者の入院日が属する月	期限
4月、10月	令和6年10月末
5月、11月	令和6年11月末
6月、12月	令和6年12月末
7月、1月	令和7年1月末
8月、2月	令和7年2月末
9月、3月	令和7年3月末
不明	令和6年10月末

例：平成〇年4月に入院した者については、令和6年10月1日以降に指定医の診察を行ってください。

- また、引き続き入院させることとする日（継続入院日）は、可能な限り継続入院日に近い日の患者の病状に基づき診察が行われることが望ましいことから、指定医の診察から継続入院の決定までが概ね1か月以内で行われるようにしてください。

例：平成〇年4月1日に入院した者について、令和6年10月10日に指定医の診察、同月31日を継続入院日とする等

4 入院者訪問支援事業について

問4－1 対象範囲について、管内の市町村長同意による医療保護入院者が管外の精神科病院に入院した場合はどの自治体が訪問を行うのか。

(答)

- 本事業においては、市町村長同意を行った市町村が所在する都道府県又は指定都市が訪問することを想定していますが、地域の実情等に応じて、精神科病院が所在する自治体が訪問することも差し支えありません。いずれにしても入院者の希望に対応できることが望ましいものです。

問4－2 各自治体が行う「推進会議」、「実務者会議」、「研修の実施」について、それぞれ、都道府県と指定都市が合同で行うことも可能か。

(答)

- いずれも合同で実施することも可能です。その際、事業費については、例えば参加人数等で按分する等、各自治体において適切に計上してください。なお、実務者会議については、圏域における既存の会議体を活用することも可能です。

問4－3 入院者訪問支援員に対して、報酬を支払うことは可能か。

(答)

- 入院者訪問支援員に対して、報酬を支払うことは可能です。なお、その金額については、地域の実情に応じて設定してください。

問4－4 入院者訪問支援員として訪問予定の方が有資格者等の場合、事前の研修の受講を免除する特例ルールを自治体独自に設けることは可能か。

(答)

- 法第35条の2において、入院者訪問支援員は、都道府県知事等が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事等が選任した者であることが規定されており、有資格者等であっても受講免除はできません。

問4－5 ひとりの入院者に対して複数回訪問してよいか。

(答)

- 訪問支援の回数について、一人当たりの上限回数は設けていません。本事業は、入院者本人の希望により、外部との面会交流の機会を確保し、本人の話を丁寧に聞いたり、入院中の生活相談に応じたり、必要な情報提供を行うこと等を目的としております。こうした事業趣旨に沿って、各自治体においては、地域の実情に応じて、訪問者や訪問回数を検討してください。

問4－6 行政職員が入院者訪問支援員になることは可能か。

(答)

- ・ 行政職員が入院者訪問支援員になることは可能です。ただし、公務員としてではなく、研修を修了し都道府県知事等から選任された入院者訪問支援員として訪問することになるため、業務時間等の取扱いは各自治体において検討してください。また、行政職員が入院者訪問支援員として訪問を行うことをもって、市町村長同意による医療保護入院にかかる入院時の面会とみなすことはできません。

5 治体の相談支援体制について

問5－1 令和4年の精神保健福祉法の一部改正により、精神保健に関する住民からの相談支援には都道府県（保健所や精神保健福祉センター）ではなく、市町村を中心に対応するという方向に、方針が変わるのか。

(答)

- ・ 引き続き都道府県・保健所においても相談支援を行うことは重要であり、本改正により市町村のみが相談支援を行うようになるわけではありません。精神障害者・精神保健に課題を抱える者への相談支援に当たって、
 - ・ 市町村は、福祉・介護・母子保健等の支援の主体であることから、精神保健と他分野の複合的なニーズへの対応
 - ・ 都道府県は、医療機関との連携を取りやすいことから、重症者や複雑困難なニーズへの対応
- を行いやすい立場にあり、それぞれの特性を生かした対応が求められています。
- ・ また、国としては、市町村単独ではなく、当事者及び家族の声を聞くこと、精神科医療機関の協力を得ること、保健所や精神保健福祉センターからバックアップを受けること、都道府県と連携して国の既存事業の活用を推奨しています。
 - ・ 都道府県等におかれては、自ら行う重症者や複雑困難な事例等に対する相談支援のみならず、精神保健医療福祉上の課題を抱える方のニーズや地域課題を把握した上で、市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催等の支援や、専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働等に、一層取り組んでいただく必要があります。

問5－2 市町村における精神保健の相談支援体制については、新たな専用の相談窓口の設置が必須なのか。

(答)

- ・ 令和4年の精神保健福祉法の一部改正に伴い、新たな専用の相談窓口の設置が必須になるということではなく、地域の実情に応じた相談支援体制の整備を求めています。既存の相談支援体制の見直し等、各自治体内でより充実した体制整備をお願いいたします。
- ・ なお、令和5年9月に「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書がとりまとめられておりますので、活用いただき、市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備を進めていただきたいと思います。